

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年4月8日に開催した第1回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 緊急事態宣言の発令について

令和2年4月7日（火）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言（以下「緊急事態宣言」という。）されたことに伴い、本日、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部を設置した。

今後、同対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るための取組を推進していくこととする。

2 行政機能の維持について

緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、在宅勤務など市職員の勤務体制の変更について検討に入った。

3 村山温泉かたくりの湯について

村山温泉かたくりの湯は、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当面の間、休館とする。

4 市主催等のイベントについて

市主催等のイベントについては、5月中は全て中止とする。

5 公園等の屋外施設について

公園等の屋外施設に係る団体利用については、自粛要請としていたが、5月6日まで利用中止とする。